常総市

東京電力パワーグリッド

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定の締結について

2022 年 11 月 14 日
常総市
東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社

常総市（市長：神達　岳志）と東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社（支社長：上杉　義則、以下「東電 PG」）は、「ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定」（以下「本協定」）を、本日、締結しました。

自治体と一般送配電事業者がゼロカーボンシティに関する協定を締結するのは、茨城県では初となります。

本協定は、常総市の地方創生と地球環境保全について、常総市と東電 PG がともに考え、再生可能エネルギーの利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換などの施策を効果的かつ継続的に推進し、脱炭素社会・循環型社会の実現および地域課題の解決による地域の魅力と質の向上に資することを目的としています。

常総市は 2020 年にゼロカーボンシティを宣言し、2050 年までにカーボンニュートラルを達成するため、地域の特色を活かした循環型脱炭素社会の実現に向け、取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050 年における CO_2 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要のさらなる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めており、常総市とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

＜連携事項＞

（１）省エネ推進に向けた取り組みに関すること
（２）再生エネルギーなどの地産地消、面的利用などの推進に関すること
（３）電化その他の脱炭素に向けたエネルギーへの転換に関すること
（４）災害時のレジリエンス強化に関すること
（５）緑と水の豊かな自然と歴史・文化・伝統を活かしたまちづくりに関すること
（６）前各号に掲げるもののほか脱炭素化に向けた取り組みの推進に関すること

常総市および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで常総市ゼロカーボンシティ実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以　上

＜別紙１＞ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定書
＜別紙２＞ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携概要
＜別紙３＞ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者のお問い合わせ先
東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社
広報・渉外担当 飛田(ヒダ) TEL：090-4170-9930

ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定

常総市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、常総市におけるゼロカーボンシティの実現に向けた持続可能な社会構築の推進に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会の実現およびレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

（１）省エネ推進に向けた取り組みに関すること

（２）再生可能エネルギーなどの地産地消、面的利用などの推進に関すること

（３）電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること

（４）災害時のレジリエンスの強化に関すること

（５）緑と水の豊かな自然と歴史・文化・伝統を生かしたまちづくりに関すること

（６）前各号に掲げるもののほか脱炭素化に向けた取り組みの推進に関すること

２　前項各号に掲げる事項の具体的な取り組みについては、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

３　本協定による取り組みを効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

４　乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（連絡調整）

第３条　甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結日から５年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の６０日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第５条　甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各１通を保有するものとする。

令和４年１１月１４日

甲：茨城県常総市水海道諏訪町３２２２番地３号
常総市長

乙：茨城県龍ケ崎市寺後３６２６番地１号
東京電力パワーグリッド株式会社
竜ヶ崎支社長

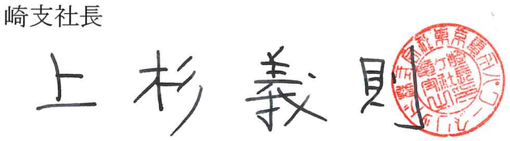

常総市と東京電力パワーグリッド（株）とのゼロカーボンシティの実現に関する連携イメージ

＜ 別紙2 ＞

【連携内容】
- **域内エネルギー資源の最大限利活用・地産地消**
- **公共施設等のCN・BCP対策による先進的まちづくりの推進**

常総市　　東京電力パワーグリッド

市 民　環境保全意識醸成

- 太陽光＋蓄電池の導入
- 再エネ補助金の導入
- 環境教育の促進
- 公共交通機関の利用促進
- エコドライブの促進
- ごみの減量化の意識改革
- ３Rの促進

Reduce Reuse Recycle

行 政　再エネ・省エネ最大限導入

- 市施設等へ再エネ導入
- 教育施設の省エネ化
- 庁舎のZEB化
- 公用車のEV化

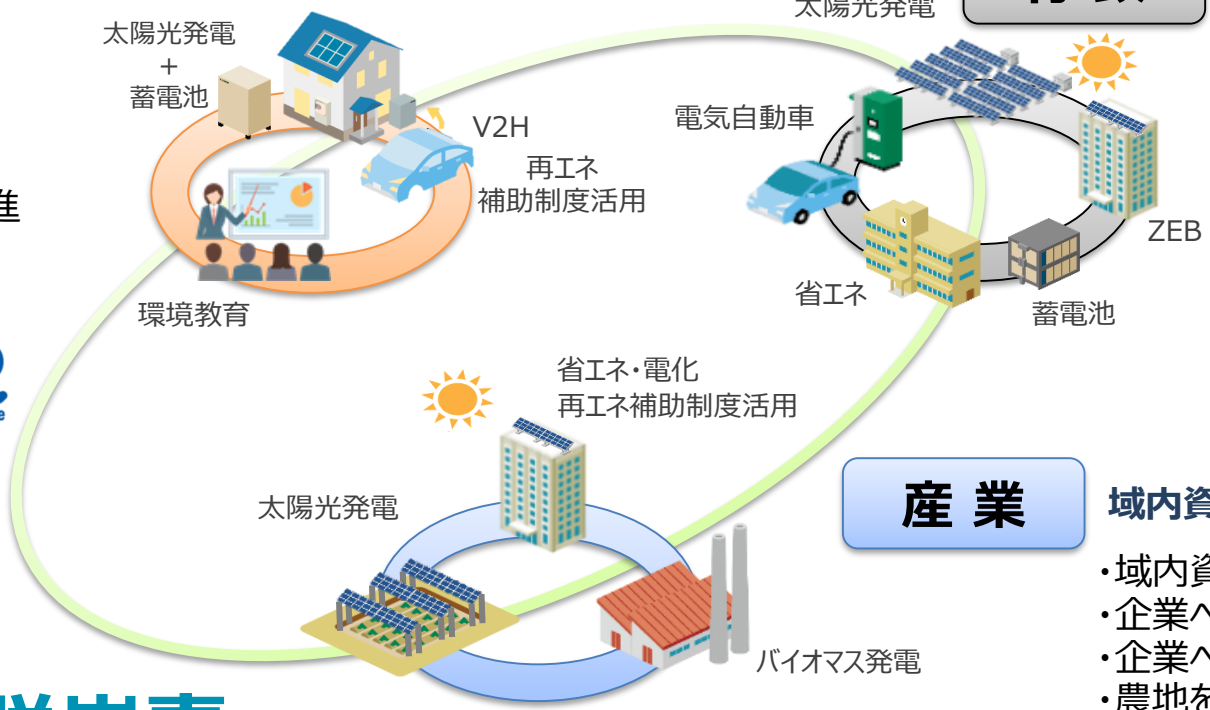

産 業　域内資源利活用

- 域内資源利活用（バイオマス）
- 企業への電化推進
- 企業への再エネ補助制度
- 農地を活用した再エネ導入

常総市 × 脱炭素

※「総合計画」及び「常総市環境基本計画」の改訂に基づき、適宜、見直しを行う

本書の内容を本来の目的以外に使用することや弊社の許可なくして複製・転載することはご遠慮ください。　東京電力パワーグリッド株式会社

常総市と東京電力パワーグリッド株式会社とのゼロカーボンシティの実現に関する連携協定式

竜ヶ崎支社長　上杉　義則　　常総市長　神達　岳志

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　　目的外使用・複製禁止　東京電力パワーグリッド株式会社